

議第80号

飛驒農業共済事務組合同規約の変更について

飛驒農業共済事務組合同規約を次のように変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により議決を求める。

令和元年9月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

飛驒農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を規約に明記するため変更しようとする。

飛驒農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

飛驒農業共済事務組合同規約（平成2年3月9日岐阜県指令飛総第2192号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会計) 第15条 (略)	(会計) 第15条 (略) <u>(解散した場合の事務の承継)</u> <u>第16条 組合が解散した場合には、高山市が事務を承継する。</u>

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。